

# 平成30年度から都道府県も国民健康保険制度を担うことになります。



## 〈見直しの背景〉

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えてきた。

## ◎見直しの柱

- ▶ 国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行うこと。
- ▶ 都道府県も新たな役割を担うこと。（2ページ以降で説明）

## ◎見直しによる主な変更点

平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となること。

平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には、居住地の都道府県名が表記されるようになること。

## ◎市町村が行う主な役割について

- ・資格管理（被保険者証の発行）
- ・保険給付
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保健事業

都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村が納付

都道府県

運営方針の策定  
（県内の統一の方針）

市町村

市町村

市町村

保険給付に必要な費用を、  
全額、各市町村に支払う  
（交付金の交付）

市町村は、地域住民と身近な関係の中、  
地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う。